

提言(仮訳)

我々、ASEAN 加盟国及び日本の保健、社会福祉及び労働分野の参加者は、東ティモール及び韓国といったオブザーバー国並びに国際的、地域的及び関係の機関及びパートナーの立ち会いの下、「UHC(ユニバーサルヘルスカバレッジ)と『健康な社会づくり』の好循環」をテーマに、2024年11月25日から27日まで神奈川県川崎市で開催された第22回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合において、知見、情報及び経験の有意義な交換を行い、

前文

本会合を2003年から毎年開催している日本政府の継続的なイニシアチブに感謝し、この第22回の会合が、持続可能な開発のための2030アジェンダの達成に向けた包摂的社会を促進するための、保健、社会福祉及び労働分野のステークホルダーの役割について、知見、洞察及び経験を共有し意見交換を行う効果的なプラットフォームを提供していることを評価し、

UHCの達成や持続に向けた制度構築を含む、本会合の参加各国により共有された着実な取組を再確認し、

近年、急速な高齢化、感染症の大流行等の人々の安全と健康を脅かす課題、アジア地域における非感染性疾患(NCDs)対応の緊急性の高まり、気候変動や自然災害の影響に直面するアジア諸国において特に、社会的保護のアプローチを持続可能なものとするために、早期にUHCを達成することが重要であることを認識し、

UHC及びその実施は、保健システムの強化、健康で生産性の高い労働力の確保、包摂的な社会的保護の実現、多様な人々の勤労を含む社会的包摂の増進、貧困の削減、ジェンダーの平等の促進等の幅広い政策的な課題及び取組と緊密に連なっており、これには保健、労働及び福祉分野を含む分野横断的で相互補完的な取組が必要であることを認識し、

キングスカイフロント並びに総合福祉センターふくふく、社会福祉法人グリーン及び青葉メゾンといった、UHCに資する神奈川県内の官民両分野の様々な取組及び連携を再確認し、

以下の提言をまとめた。

1. 健康な社会づくりと UHC 達成との間の相互補強的なつながりを認識し、両方向への取組の加速化へ向け努める

我々は、急速な高齢化社会や高齢社会を見据え、早期かつそれぞれの国の状況に合致した形で UHC を達成する重要性を改めて認識し、健康な社会づくりと UHC の推進との間の相互補完的なつながりを認識し、両方向への取組を加速化するよう努める。

2. 脆弱な人々が社会参加できるようにする、関係者間の分野横断的な連携を強化する

UHC を持続させるために、我々は、脆弱な人々が取り残されないよう、保健医療サービスの提供だけでなく、人々を脆弱にしている社会的課題に対応し、意欲や能力に応じて社会参加できるよう、関係者間の分野横断的な連携を一層強化する。

3. UHC に関わる人材育成・確保に対して投資する

我々は、それぞれの国が UHC を達成し、その後の社会・経済環境の変化に応じて持続させられるよう、保健医療サービス提供や地域での社会福祉等社会サービス提供、政策立案・実施、制度運用に携わる人材の育成を引き続き推進する。

4. 地域の様々なリソースを活用した社会保障を構築する

我々は、高齢者や障害者が、住み慣れた地域で医療・介護に加えて福祉サービスを含む様々な生活支援サービスを受けられるよう、地域住民や地域の民間部門等の様々な当事者同士での連携を通じた、UHC の推進のための地域社会における社会全体のアプローチを構築することを目指す。

5. デジタル技術を活用し、効果的かつ効率的にサービスを提供する

デジタル技術を活用することで、我々は、保健医療関連データを蓄積し分析し、個人のヘルスリテラシーを向上し、保健・医療サービスへのアクセスを改善・円滑化し、関連する地域格差の是正に向けて取り組むべく努力する。

6. UHC 達成後の評価・見直しと更なる改善の追求を奨励する

我々は、UHC の達成後、人口や社会状況といった環境の変化を踏まえ、それぞれの国における UHC の進展やこれが人々にとって最適な形となっているかをそれぞれ定期的に評価・見直しする必要があること、また、保健医療サービスの質、コスト及びアクセスのバランスを図りながら必要に応じて UHC の改善を追求していく必要があることを認識し、したがって我々は、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合や ASEAN 保健セクターの下の ASEAN+3 UHC ネットワーク等の有意義なプラットフォーム

ームを通じて、引き続き連携し、UHC に関する知見、洞察及び経験を共有していく。

我々はさらに、以下のとおり結論をまとめた。

i 各国の手続き、政策、規則及び社会経済状況に応じて上記提言を実施するための検討及び適切な措置に向けて、本第 22 回 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合の議事内容及び結果を、各国において担当大臣や高級実務者に報告する。

ii 日本は、ASEAN 事務局の支援を得て、本会合の議事内容及び結果を ASEAN+3 保健大臣/高級実務者会合 (AHMM+3/SOMHD+3)、ASEAN+3 社会福祉大臣/高級実務者会合 (AMMSWD+3/SOMSWD+3)、ASEAN+3 労働大臣/高級実務者会合 (ALMM+3/SLOM+3) に報告する。

以上